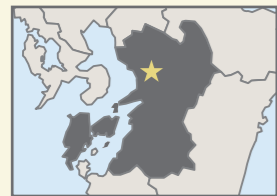




中心市街地における避難施設特別検査



熊本県 熊本市消防局

事例類型 I 実効性向上 / III 効率化 / V 人材育成

取組期間 令和3年11月から

背景

令和3年で、平成13年に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災から20年が経過する。多くの利用者が亡くなった新宿区歌舞伎町ビルのような特定一階段等防火対象物における避難施設、特に階段部分は、火災の際、避難経路になるだけでなく、当該部分で火災が発生した場合は、建物内に煙が充満し利用者の生命に直接の被害が発生するおそれもある。消防には、潜在化している火災危険性を効率的に覚知し、速やかに火災危険性を排除することが絶えず求められている。

このような中、熊本市消防局の管内情勢を見ると、特定一階段等防火対象物の大部分は中心市街地を管轄する消防署管内に集中しており、管轄消防署の職員だけで立入検査を実施することは難しい状況であった。

また、新型コロナウイルス感染症が収束する見通しも立たない中で、今までのような立入検査を実施できない状況もあり、どのように利用者の安全を確保していくかという課題も挙げられていた。

そこで、次の4点に重点を置き、中心市街地の特定一階段等防火対象物を対象に特別検査を実施することとした。

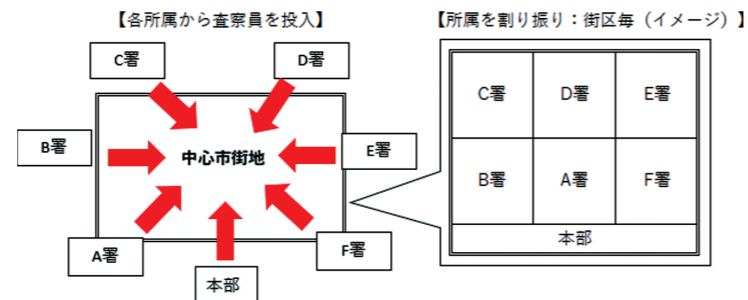
- ① 管轄にかかわらず査察員を中心市街地に集中させることで組織として最大限の予防力を投入すること。
- ② 特に重要な部分である避難施設に特化した検査を行うことで、効率的に利用者の命に直結する火災危険性を排除すること。
- ③ 事前研修や検証会の実施により組織の人材育成にも寄与するようにすること。
- ④ 査察タブレット (ICT 機器) も活用しながら検査の効率化を図ること。

内容

1 査察員の集中

特別検査の対象となる防火対象物は221件あったことから、本部をはじめ、管轄の垣根を超えて全ての消防署の予防専従職員を査察員として活用した。検査を担当する防火対象物については、街区毎に各所属を割りあてることとした。

これにより、中心市街地に多くの査察員を投入することが可能となったほか、各所属の査察員は、近距離(街区内)にある防火対象物に対し、効率的に立入検査を行うことが可能となった。



2 検査項目の選定

新型コロナウイルス感染症が収束する見通しも立たない中、極力感染拡大防止に努めながら効率的に検査を行う必要があった。そこで、最も重要であると考えられる避難施設(階段、廊下等)に重点を置き検査を実施することとした。

具体的には、階段、廊下、避難口、防火戸付近に火災の予防に危険又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件が存置されていないかを確認し、物件が存置されている場合は、消防法第5条の3の規定に基づく命令を行うことなどにより、直ちに除去を行わせることとした。

3 査察員の教養(消防法第5条の3研修の実施)

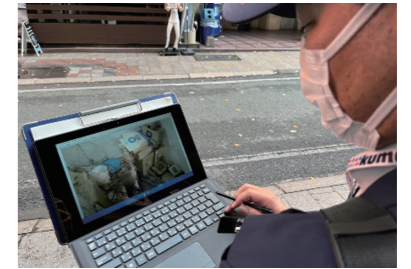
特別検査で中心市街地に向かう予定の職員を対象に、消防法第5条の3(消防吏員の物件除去命令)について研修を2日間実施した。当該研修では、命令要件の説明のほか、是正指導及び命令発動要領についてシミュレーションを実施するなどして特別検査に備えた。



4 査察タブレット (ICT 機器) の活用

熊本市消防局では、令和2年度から査察タブレットを各消防署、出張所に配備している。今回の特別検査では、これらのICT機器も活用することとした。外部からでも防火対象物管理システムを直接操作し更新できるメリットを活かし、検査結果を現場で入力することができるほか、事前に確認した関係者連絡先一覧表を共有フォルダに格納することで関係者への連絡をスムーズに行えるようにした。

また、査察タブレットで撮影した画像を庁舎や他の査察タブレットで閲覧することで、違反や物件の存置があった場合は速やかに情報の共有を図り、本部からの応援などがスムーズに行えるようにした。



5 検証会の実施

特別検査終了後に、職員の教養を深めることを目的とした検証会を実施した。

命令要件に該当する物件の存置が18件認められており、事案の概要や是正までの指導状況等について意見交換を行い、経験を共有するとともに、今後の職員研修や啓発に活かすことができるよう検証を行った。



成果

今回の特別検査対象である221件の特定一階段等防火対象物に対し、実施期間内(実質10日間程度)に全て検査を行うことができ、避難施設の現状と課題を把握することができた。

命令要件に該当する物件の存置等については、18件確認したが、各査察員の指導により命令発動前に全て是正された。この是正事例の中には、物件の存置状況を査察タブレットで撮影・共有し、査察員と本部の職員で履行期限の確認や応援体制の確認、命令の事前準備を進めたものもあったことから、改めてICT機器の有効性を確認することもできた。

また、組織における人材育成という点では、組織をあげて中心市街地に査察員を集中的に投入したこと、「事前研修→実践→検証会」という一連の流れの中で特別検査を実施したことにより、管轄職員以外の職員についても中心市街地で立入検査を行い、是正指導により火災危険を排除したという経験を積むことができた。

特記事項

特別検査実施後、建物所有者や管理会社からは、「テナント関係者に注意しても物が置かれるケースもあり、消防から指導してもらえてよかった。」との声もいただいた。今後も利用者の更なる安全確保のために、効果的・効率的な立入検査のあり方を模索していきたい。

★ 選考委員のコメント

特定一階段等防火対象物の特別検査を実施するにあたり、避難施設に特化した検査を行うことで効率的、集中的な検査を実施し、現場での査察・指導効果をあげるとともに、組織の人材育成にも寄与するという先進的な事例である。